

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合

- ① **特定訓練コース**
(正規雇用労働者向け)
 - ・労働生産性向上訓練
 - ・若年人材育成訓練
 - ・熟練技能育成・承継訓練
 - ・認定実習併用職業訓練
- ② **一般訓練コース**
(正規雇用労働者向け)
 - ・①特定訓練コースに該当しない訓練
- ③ **特別育成訓練コース**
(有期契約労働者等向け)
 - ・一般職業訓練
 - ・有期実習型訓練



人材育成支援コース

- ・ **人材育成訓練**
職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを**10時間以上**行った場合に助成
- ・ **認定実習併用職業訓練**
中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成
- ・ **有期実習型訓練**
有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、**雇用形態を問わず**訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は**10時間以上**に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX**（※）に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加しました。
(※) 経済産業省と（独）情報処理推進機構（IPA）により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更（各コース共通）

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めていたコースがありましたが、令和5年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」を提出する**方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。
その他にも助成の要件がありますので、詳しくは裏面のURLからホームページをご覧ください。